

交詢社『オーブンフォーラム』

— 第五回 —

(平成二十五年六月十六日(日))

— 於・サンケイプラザ

『日本が目指すべき憲法の姿』

《次第》

開会挨拶

鳥居泰彦
(一般財団法人交詢社理事長)

基調講演

櫻井よしこ
(ジャーナリスト)

（公益財団法人国家基本問題研究所理事長）

休憩

パネルディスカッション

葛西敬之
(東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長)

渡辺利夫
(拓殖大学総長)

パネリスト

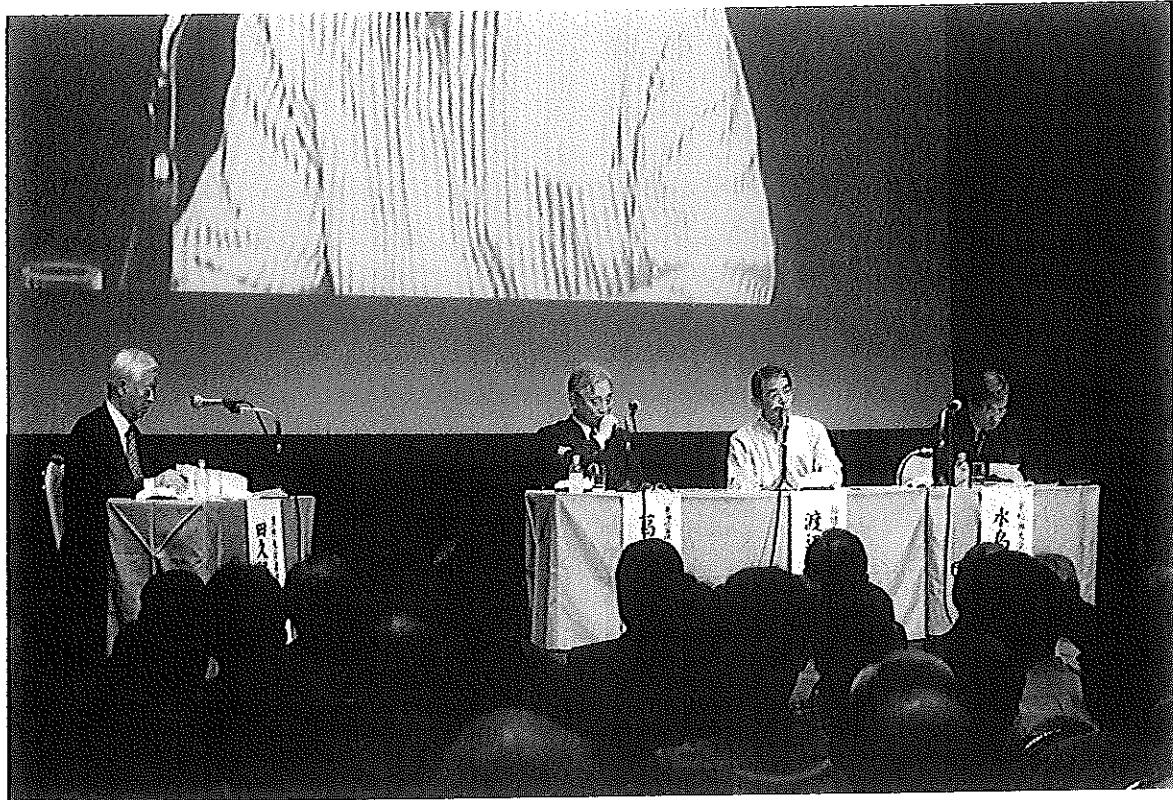
水島朝穂
(早稲田大学法学学術院教授)

田久保忠衛
(杏林大学名誉教授)

コーディネーター

閉会挨拶

鳥居泰彦



パネルディスカッション

早稲田大学法学学術院教授
水島 朝穂 氏

拓殖大学総長

渡辺 利夫 氏

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役会長

葛西 敬之 氏

コードィネーター
杏林大学名誉教授
田久保 忠衛 氏

「パネルディスカッション」

司会 お待たせいたしました。

パネルディスカッションを始めさせていただきま
す。

コーディネーターは、杏林大学名誉教授田久保忠衛
さんです。(拍手)

次にパネリスト三名の方々のご紹介をさせていただ
きます。

皆様からごらんいただいたて左側から、東海旅客鉄道
株式会社代表取締役会長 葛西敬之さん(拍手)

拓殖大学総長 渡辺利夫さん(拍手)

早稲田大学法学学術院教授 水島朝穂さん(拍手)
それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

田久保 ただいまご紹介にあづかりました田久保で
ございます。きょうの司会を務めさせていただきま
す。普段しゃべり過ぎておりますので、あまり発言
する時間がない司会に閉じ込められてしましました
(笑)。ご協力をお願ひいたします。

まず私のほうからいろいろ申し上げたいのでござい

ますけれども、ほんどのことは、櫻井さんが、基調
講演でおつしやったとおりであります。櫻井さんは主
として国内の問題から今の憲法がいかにだめかという
ことをおつしやった。私は国際問題をやつておりま
すので、国際の面から、独断を交えるかもしませ
んけれども一、二申し上げてみたいと思うのでござい
ます。

一九七九年と一九九一年の事件について申し上げま
す。憲法は九条の問題がずっと戦後議論になつてきました
わけでございます。九条を改正しなければいけないよ
うな大きなチャンスがあつた。これがどうしてできなか
つたのかということ。誠に残念だなと思うことを私
なりに申し上げてみたいと思うのでござります。

七九年の十二月二十七日にソ連が大軍十万の兵をア
フガニスタンに入れました。日本は、これは島国の宿
命だと思うのでございますが関心がないのです。その
とき新聞記事に出ましたのは、中曾根さんが北京に
行きました。中曾根さん一介の代議士だったのですが
伍修權という副参謀長に会つたとき彼から、日本の防
衛費が一%つて何なのだ、二%にしていいと思う、と

いうことを言われたのです。内政干渉ですね。

皆さん、この七九年という年はどういう年でございましょうか。七五年にサイゴンが陥落したわけでござります。

そこでソ連がインドシナ三国に影響力を持つた。そしてアンゴラ、モザンビーカ、エチオピア、イエメン、キューバ。世界地図を掲げますと今申し上げたような所が赤くなつたのです。これで鄧小平、伍修權、こういう戦略家たちは何を考えたか。アメリカの大統領もみんな同じなんです。よーし、ソ連を潰すにはソ連に脅威を懷いている国が一齊に軍事費を上げなければいけない。軍事費を上げると、ソ連は右肩上がりになつていて軍事費をギュッとさらに急カーブで上に上げなければいけない。そうするとGDPの二〇%をオーバーする。二〇%オーバーした国で古今東西軍事大国として生き延びた国は稀だという前例があるのです。これを鄧小平も、当時はカーテーでしたけれど、その次レーガンが出てくるのですが、一齊にやろうとした。これを中曾根さんに言つたのです。中曾根さんはご存じだったかもしれません。ブラウンといふ国防長官がそのあとアメリカからやつて参ります。

東京で久保田円次という防衛庁長官にこれを言うのです。

どういう言い方をしたかというと、英語で言いますとステディ アンド シグニイフィカント。着実で堅著な防衛努力をしてくれませんか、と言うのです。久保田さんは全然わからない。日本では優れた政治家なのでしょうけれども世界的に見るとゼロです。安全保障なんていうのは全く感覚がないのですから。これを無視した。そのまま日本はチャンスを逸してしまったということなのです。

大政治家がいたら、中国の旦那とアメリカの旦那が、両方がGNPの一%以下の防衛費を二%にしろと言ふのです。それでは憲法九条を改正しなければいけないから嫌だけども国際協力のために二大国に協力してやつてやるよ。いっぺんに変えられたのではないかなど私は思うのですけど、そういう考え方は当時の日本では少数意見で全く意味がなかつたということなのです。

二番目。一九九一年でございますけれども、これも日本が何もしなかつた時の例なのです。九一年はどう



いう年かといいますと、イラクがクウェートに侵入して兵を退かなかつたのです。これを何とかしようとしてブッシュのお父さんのほうが有志連合というのをつくつて軍を集めた。二十八カ国であります。これで軍隊を組織してあつと言う間にイラク軍をどかしたのですけれども、そのとき日本は何をいたしましたか。三十億ドルを出した。これでやつてくれ、軍は出さないよ。みんな何も言わなかつた。六十億ドルにした。九十億ドルにした。最後に百三十億ドルにしたのですけれども、国際社会は「ウン」と言わなかつた。首を縊に振らなかつた。それはそうでしょう。汗も血も流さない国でカネだけ出して国際貢献をやれよと言うのは、これはいかがなものであろうかと。それはそれでいいのです。

私はそれから一週間ばかりたつた後で用事があつてワシントンに参りました。ワシントンホテルという、今は小さなホテルですけど当時あそこのホテルに泊まらざるを得なかつた。いろんな人がいましたけれども、ホテルの人には、きょうは中東から凱旋軍が帰つてくる。キャピトルビル（国會議場）からワシントンモニユメントに至る広大な敷地を凱旋行進する。泥だらけの軍服で、戦車、装甲車をずーっと並べて。その日の朝に私は『ワシントンポスト』を見たんです。クウェート政府が「世界の友人社会の人々に」という広告を出したんですね。クウェートの国家存亡のときに救つてくれたのは二十七カ国で、プラス三カ国がそれ以外の協力をしてくれた。「以下の三十カ国に深甚な感謝の意を表します。」英語でしたけれども、天下の名文ですね。やっぱりクウェートの然るべき人がお書きになつたのだと思う。

私は非常に感動を受けてバツと三十カ国に目を通したら日本がないんですよ。これは日本の政治家はどういうふうに考えたか。私はこのパレードに出て行けなくなつた。パレードに出ていくと必ず左右に誰かがいますでしょう。誰かアメリカ人が、「What country

are you from?」どこから来たの?と聞かれたときに「Japan」とは言えない。非常につらい思いをして離れたところから見て、この感謝広告を東京の知人にFXで送つたことを覚えている。屈辱でした。

つまり長屋で火事がありまして、みんな汗だらけ、血だらけになつてバケツのリレーをするんです。日本だけは隣の二階にいて、おーい、力ネ出すからポンプでも消防車でも買つたらどうかねと言つているだけなんです。これはないだろう。こういう国際対日本。この対比で日本はほかの国より、これ雲泥の差で常識がなくなつていることがわかつているのか、理解できていないのかということですよ。

今はどういうこととかといふと、さつき櫻井さんがおつしやつたとおり。中国の脅威があります。北朝鮮の脅威があります。プーチンはニコニコしておりますけれども、あれは大変困つているんです。困つていてシベリアの開発に手が回らない。アメリカにシェールオイルガス革命が起つたときに油価が下がつたときにある国は滅びる以外にないんです。それ以外に、Made in Russiaというのは兵器以外にありませんか

ら。そういうことであればニコニコ笑つていますけれども将来非常に恐いんです。だから日本にすり寄つてくるのです。こういう恐い、ユーラシア大陸から危機が迫つてゐる、そのとき日本はどうするんだ。

今まで簡単なんです。命綱はアメリカですと、こう言つてきたんです。ところが皆さん、今のオバマ第二期政権はこれまでとは少々違う。第一期のときにはクリントン国務長官かピボット。ピボットというのは「軸足」という意味です。軸足をアジアにおいた。アメリカが中央アジアと中東に没頭していただ年間、アジアが空白になつていたときに台頭してきた中国を何とかしなければいかんということでおジアに回帰してきたのです。これが二期目にどうなつたかといふと、アメリカの世論が、自分の国を自分の血で防がない国にどうしてアメリカの青年が血を流すのぞという方向に変わつた。これ一つです。

もう一つは、アメリカが、オバマ大統領は社会保障関係、老人の医療年金、低所得者の扶助、こういうものにワッと予算をかけた。そうでなくとも存在した膨大な財政赤字はどうするか。これは軍事費にずーっと

皺寄せしてくるのです。アメリカに国際主義と孤立主義の流れが二十五年から三十年にかけて間欠的に起つていていたのですが、どうもいまのアメリカは内向きになつていて、これが孤立主義というふうに断定するにはまだ材料が少なすぎる。しかし内向きの傾向に入ってきたのではないかとすると、日米安保条約——私は親米主義者で日米というのは最も強い結び付きがなければならないかんと考えている人間であります。今までのようであつけるかんとアメリカの仕事だよと言つていられないような状態が出てきたぞ。こういうときには国内ではいつ大震災が起くるかわからない。それに対する緊急条項を欠いた憲法、大きな欠陥だと思う。こういうことでいいのだろうか。

したがつて三回目の憲法改正の機運が日本のあちこちに漂つてしまひましたよ。この憲法を議論しているだけでいいんです。それは日本が初めて独り立ちするかもしれないよというサインをユーラシア大陸だけではなくてアメリカにも送ることになる。これは小手先の問題ではなくて、日本の体質全体の問題で、強い日本と強いアメリカががつちり手を組んでアジアの安全

弁になる。欧洲の米英関係のようになる。これの始まりではないかというふうに私は考えております。

余計なことを申し上げて申し訳ありません。

ということで三人の先生から、ご自分がお持ちの問題点を次々に十五分ずつお聴き願いまして、私はここで聴いておりまして問題点が出てまいりましたそれを三人の先生方に議論していただく。私も、できましたら差し出がましいですけれども（笑）、ちょっと入らせていただきたいというふうにいたしますので、お許しをいただきたいと思います。

それでは葛西さんから十五分ずつお願ひいたします。
葛西 それでは私の憲法に関する問題意識を申し上げたいと思います。

先程の櫻井さんの話に、私は全面的に賛成です。今この憲法をそのまま維持していくと日本人の魂が腐つていく、これは何とかしなくてはいけない、ということに共感いたします。

ただ、尖閣の問題を見ましても、様々な中国の動きを見ましても、日本の国の安全というものが、第二次大戦敗戦後、今以上に危機的な状況に置かれた時期



はないと思います。しかし」となるのではないかと思います。

たがつて、日本の国内でも、安全保障や日米同盟に対する関心が強まっているというのは確かですが、私は議論をしている暇はないのではないかというところを強く認識するわけでありまして、何とか速効的に問題を片付ける方法はないだろうかと思っています。安倍政権は今、非常に高い支持率を持っており、参議院選挙で恐らく「ねじれ」は解消されるでしょう。そうすると次の選挙まで少なくとも三年間の時間があります。その三年間に、安全保障については従来の関係を表裏逆転させる必要があるよう思います。

そこで憲法改正の議論が出てきています。九十六条を改正し、改正条件を緩やかにして九条を改正することで安全保障の法制を整備するという議論がありますが、多分そうすると「時間がかかるので、できな

い」となるのではないかと思います。しかし私はその考え方は間違っていると思います。憲法の中で九条がどういう役割を果たしているのかを、真正面から見てみたらいいのではないでしょうか。日本が独立国であるということは、国際社会において主権国家という立場にあることを意味しており、この主権国家というのは最高至上の権利、存在であるということから、自然権としての生存権を与えられています。生存権というのはそのまま自衛権ということになるわけで、法制局といえども日本の国家が自衛権を持つているということを否定できないし、それを行使することも否定できない。なるべく使いにくいやうな法制をつくっているということだけなのです。ですから、今のような状況の中で、憲法九条が日本の自衛権の行使を制約していると理解する必要はないのではないかと思います。

例えば、砂川判決という有名な判決がありまして、私が大学に入った年に出ています。そこでも「憲法九条で言っている中身は、日本の持っている自然権としての生存権、自衛権を否定するものではない。国は

必要十分な自衛を行えばいいのであって、個別的な自衛権で守るしかない、あるいは専守防衛でやるしかない、ということはどこにも書いていない」という見解が、確かにベースになっていたように思います。

そして、田中耕太郎さんの補足意見の中では「自分を守るということは他を守ることであり、他を守るとということは自分を守ることである。同じような価値観を共有する国々が双方に責任を持ち合うというのが憲法の趣旨だ」ということを確か書いておられたようになります。その時点においてすらそうであったのですが、最近の国際関係、交通手段、通信手段を鑑み、あるいは様々な経済活動が国境を越えるような状況になつてきた今日において、国際関係の相互依存関係はますます強まっています。ですから、個別自衛権だけでもつて、専守防衛で日本を守るということは、全く現実性のない話になつてしまつているように思うのです。

また国際情勢だけではなく、軍事技術も憲法制定当時と今日では大きく変わってきております。もともと日本は江戸時代に鎖国をしておりました。その鎖国が

何故解かれたのかといえば、航海技術、船舶の性能が著しく上がつて、鎖国だけでは、つまり日本の周りの荒い海だけでは日本の安全が守れないということが如実に示された結果です。そうして鎖国を解いて日本は近代化の道に進んだのです。

そしてその頃「制海権」という言葉ができました。制海権と陸上の霸權で戦われた戦争というのは日露戦争と第一次世界大戦ですが、第二次大戦頃になつて今度は「制空権」というものがなければ陸海を制しても勝てないという状況になりました。これが二十世紀の特色でしたが、二十一世紀に向かう二十世紀末から今日にかけて、陸海空を制するためには宇宙を制しなければならないという状況になりました。陸上には国境線があり、海上には領海線があり、そして空には領空があるけれども、宇宙には国境も何もありません。無辺の空間になるわけでありますから、地政学的な立地を同じくし、そしてその価値を共有する国々、特に日米同盟で結ばれた日本とアメリカそれぞれが協力しあつて、無辺の空間である宇宙でルールをつくつていかないと、安全、自由、自國の防衛そのものが維持で

きないという状況になっています。

そういうった状況は既に如実にあらわれております。中国は確かに地上八百キロ圏での衛星破壊実験をいたしました。三万キロ上空の衛星を破壊する実験をやつたとも言われております。宇宙に対するチャレンジをしてきてるわけありますと、宇宙の安全、安定的な利用なしに陸海空の自衛力が行使できないという現在の状況を考えますと、集団的自衛というのはむしろ当然であります。それを禁ずるような憲法といふのは主権国家としての日本の存在を否定するということになります。ですから、私は堂々と「集団的自衛権は憲法以前に認められているものである。その認められてる集団的自衛権を有効に機能させる義務を憲法というのだ」という解釈を前面に出して、総理大臣の決断でもって日本の今の危急の状況に対処していくのがよろしいのではないかと思うのであります。

多少参考になるような事例として、リンカーン元大統領が南北戦争の後に友人に書いた手紙というのがございます。今の状況と多少違ったところはあるのです

現しているので、ご紹介したいと思います。

彼は次のような手紙を書いています。「私は『憲法を守る』と誓約したために、必要なあらゆる手段に訴えて憲法を基本法とする政府と国家を守る義務を負つた。国家を失つても憲法を守るというのは果たして正しい態度であろうか。人間の生命と手足は保護されなければならぬが、生命を守るためにあえて手足を切斷するのは珍しいことではない。ただ、手足を救うためには命を捨てるのは賢明な道であろうか。普通なら違憲とされる行動であつても、國家を守ることによつて憲法を守るのに不可欠であればそれは合法的であると私は考えたのだ。」国家は生命であり、手足は憲法です。彼は南北戦争のときにアメリカ憲法の規定を拡大解釈し、あるいは敢えてそれを破つて北部連邦を守るということです。国家としてのアメリカを守つたというのが歴史の事実ですが、彼はその考え方を自ら主張しているということになります。

憲法九条が、集団的自衛権と個別の自衛権を一切区別していないのは事実ですので、安倍政権が、リンカーンの言うような「明らかな憲法違反であつても国

のために必要ならやる」というところまで取り組む必要はありません。当然の正統な解釈をすることによつて集団的自衛権を行使できるという前提に立ち、それに基づいた法制の整備をしていけばよいのです。今のようにがんじがらめの解釈において、やつていいことだけを列挙するポジティイブリストで判断するのではなくて、原則的に全てやつていいことを前提としたネガティブリストで判断することにより、やつてはならないことを決めていくという形が非常に現実的なではないだろうかと思います。

今、護憲論で憲法改正に反対をする人たちの最大の関心事は安全保障の問題であります。正統な解釈によつてやらなくてはいけないことはやれるとすることによつて、護憲勢力の熱意や情熱は相当程度失われるこことになり、正しい議論がしやすくなります。また、憲法二章以降の議論もしやすくなるということになると考へるわけです。

ですから、まず当面の課題は九条を正統に解釈することです。法制局は、「九条で集団的自衛権を使つたいのなら正々堂々と九条を改正したらいでない

か。解釈改憲などという卑怯な手を使つてはいけない。」と言つのですが、決して卑怯ではありません。

最後に、憲法は今までいいかといえば、よくないという答えに決まっております。現行憲法は、確かに明治憲法の改正手続きに則つて改定をされたという風になつております。これはあたかも、日本の国体が維持され、連続的な形で新しい体制に移つたと装うための一つの小道具になつてゐるような感じがするのですが、やはり第二次大戦の敗戦は、日本が負け且つ滅びたと考へるべきだと思います。滅びた後に今の仕組みができたわけですが、それは櫻井さんがおつしやつたように日本の意思でできたものではなく、日本の意思であるかのように裝うために明治憲法の改正手続に乗せたものであります。ですから、本来で言えばこれを改定するという議論にはなり得ません。「無効であるから廃棄して新しいものを自らの誇りにかけてつくるのだ」と言えればいいのではないかと思います。

「國破れて山河あり」という言葉がありますが、皇室が残つたというのは、当時の政府が交渉してようやく相手を説得して残したわけではありません。日本の

国の連綿とつながる歴史、文化の連関性として山河が残つたのと同じように、当然のこととして日本の皇室は残つたのだと思いますので、私はどちらかと言うと改定論ではなくて新しく制定するという風にしてはどうかと思います。（拍手）

田久保 大変ありがとうございました。今の内外情勢が喫緊の解決を求めているのは日本政府の行動です、そのときに現行憲法の正確な解釈をせよ。とりあえず集団自衛権の行使。憲法の議論の前に国の自尊、自衛のためにこれは踏み込んでよろしいという明快なご意見だったと思います。

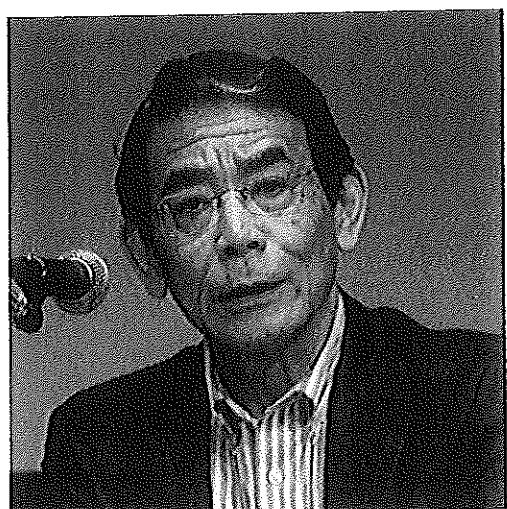
次に渡辺先生、お願ひしたいと思います。

ちよつといままでと論点が違いまして、日本の国柄。二番目、先程櫻井さんがおっしゃった家族共同体。個人の尊厳を謳い家族共同体、国家を貶める現憲法の怪しさについてお触れになりたいと。

三番目に、憲法九条にお触れになりたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

渡辺 どうぞよろしくお願ひします。（拍手）

いつべんにお話しできませんでしたので、一番目の特に憲



法前文についてのお話から始めてみたいと思います。

櫻井よしこさんの先程の基調講演。私の胸にも深く響きました。櫻井さんは「日本の成り立ち」あるいは「國柄」という言葉をお使いになりましたでしょうか。要するに日本の価値といいになりますが、どこにも我が国の憲法には書き込まれていないのでないだろうかということですね。憲法とは言うまでもなく主権国家の最高法規です。これより上の法律はないという意味では至高の法規だと言つていいわけでありますけれども、その憲法に日本の価値についてまるで触れられていない。これで日本の憲法と言えるのだろうかという感じのことを櫻井さんもおっしゃいましたけれども、その感覚は私も共有しております。

日本も言うまでもなく国際社会の中で生きている存

在ありますから、憲法の中に国際法のスタンダードを書き入れる、これは無論のことあります。しかし何よりも日本という国家がどういう存在なのか。日本の文化的伝統、日本の国柄。これがどんなものであるか。これを少なくとも前文に書き込まねばおよそ日本の憲法とは言えないのではないかと私は考えております。それがまつたく書き込まれていない。

初めから話がちょっと横道に逸れるかもしませんが、憲法というのは英語で言うと constitution。辞書を引いてもらえばわかりますけれども、これは國家の「体質」というふうに言うことができます。最近ではあまり使われませんが、「国体」というのが constitution の訳語に最も相応しいものだと私は思っています。

それではそもそも日本は他国とはどんな異なる固有の体质、つまり国体を持った国家なのであります。この点についてのかねてから考へてることをお話しさせていただければと思います。

私は日本の国体は、二つのキーワードで語ることができると思うのです。一つは「同質的」。もう一つは、

これは人類学の用語なのですけれども「自成的」。この二つの形容詞で語るのが最も適切だと考へております。日本は四方を海で囲まれたいわば「海洋の共同体」であります。同一の国土の中でほとんど同種の人々の他国では使われていない日本語——日本語の淵源説はいろいろありますけれども、どうやらその淵源がよくわからない。少なくとも使われているのは日本の国内だけだという意味で——日本語は「孤立言語」です。また宗教が日本にはあるのかないのか議論があるところですが、少なくとも宗教を原因として国内が亀裂状態に陥つたということはありません。同一の国土の中で同一の人種の人々が他国では使われていない孤立言語である日本語を使い、宗教による亀裂もなかつた。そういう意味で日本はこの世界の中では稀なる同質社会だというふうに言つていいと思います。

日本も古代律令国家の時代にありますては、国家形成をやらなければいけませんので、中国からいろいろなことを学んだのは事実であります。しかし十世紀の始め辺りでしようか。唐王朝が滅亡して以来、大陸からの影響力は急速に失せていったというのが歴史学者

の大体共通した意見であります。そして日本独自の國家秩序がつくられていった。「天皇」という特有の称号と、それから固有の年号が設定され、改めて国名を「日本」としたわけであります。以来、大体一千三百年の連綿たる歴史が営まってきた。繰り返しますが、世界史上に他に類例を見ない同質社会。これが日本なのだろうと私は思います。

日本が同質社会であることはお隣の中国と比較してみれば歴然たるものであります。皆さんもご承知といいますけれども、中国の長い歴史を彩るものは王朝の反覆、転変史であります。「易姓革命」という言葉をお聴きになつたことがあるかもしれません。つまり徳を失つた皇帝は新たに天命を授かれた支配者によつて命（めい）を革（あらた）められる。これが革命であります。それから、実は皇帝の姓もまた易（あらた）められます。これが易姓です。革命の「革」も易姓の「易」も共に改めるという意味なのです。

中国という国は、古来北方の遊牧民族や騎馬民族から年中のように攻められてきた国です。そういう民族による征服王朝がしばしば出現させましたのです。比較

的我々に近い時代で言えばモンゴルによつて生まれた元朝がそうですし、もっと直近になりますと清がそうです。中国の今の東北部に満州族、あるいは女真族という名前の種族がいまして、これが北京に攻め入つてきてつくられた征服王朝。これが清であります。中国というのは、そういう多様な民族の混交するまさに日本とは対照的な異質社会だと言うことができます。

先程もちょっと言いましたけれども、この同質社会・日本の発展は自成的です。日本は中学校の歴史教科書が教えるような時代の変遷を辿つてきた国だということが言えます。しかし、中国はそうではない。中国の発展はまさに他成的であります。つまり他の民族や文明の影響力を徹底的に受けてようやく成つたものです。別の表現を使えば、日本の歴史は多分に連續的なものでありますけれども、一方、中国の歴史は際立つて非連續的だと言うことができます。他民族による征服とか叛乱とか、あるいは権力内部における大逆とか謀叛とか、こういったものに彩られた歴史が中国史だと見て大体間違いないのではないでしょうね。

これに比べますと、先ほど「海洋の共同体」という

言葉を使いましたけれども、我が國ははるかに平穏な歴史を織り紡いできた珍しい国家だと思います。どうしてそうだったのだろうか。海洋に守られてきたということが大きいのでしょうか。それが故に生まれた同質的で自成的な日本人の体质というものがそういう穏やかな国づくりをさせてきたのではないかと思われます。先程櫻井さんも渡辺京二さんの『逝きし世の面影（日本）』から幾つかの外国人の見た当時の日本のことをおつしやつてくださいましたけれども、私も渡辺京二さんの著書を読んで感じたことは、やはり同質的で自成的な国家の中で初めて可能な生のあり方です。それは外国人から見ればずいぶん特異なものに見えたに違いないのであります。私が「海洋の共同体」ということを何度も使っているのも、そういう私の歴史意識の故だというふうにご理解願えればと思います。

もう一つ話を前に進めますけれども、このいわば大いなる共同体。同質的で自成的な日本という国の有り様を、今申し上げましたように連続的な歴史の有り様を、目に見える形で私ども日本人の前に現出させてくれるもののが「天皇」なのではないでしょうか。私はそ

う思います。現在の憲法では「天皇」は日本國の象徴であり、日本國民統合の象徴であるとなつております。確かにそう言つていいのであります。私はそれだけではどうしても足りないと思ひます。むしろ「天皇」は、日本という國家と民族が連綿として紡いできた歴史の象徴だと言つたほうが的確なのではないかと思います。私が敬愛している先生の一人に平川祐弘先生がいらっしゃいますが、先生はあるエッセイの中で次のように言つておられます。この文章に私は共感できます。以下は平川先生からの短い引用です。

「天皇は敗戦後の憲法の定義では国民統合の象徴だが、歴史に形づくられた定義では民族永続の象徴である。個人の死を超えて永世を願う気持ちこそ天皇と国民を結ぶ紐帶である。」

かねて私の胸の中にはりましてなかなか形にならないかった感覚がこの平川先生の卓抜な言語化によつて何だか霧が晴れたよう感じがしています。

先程も言いましたように、憲法とは constitution。つまりは国体です。この国体がG H Qによつて押しつけられてしまつたのです。サンフランシスコ講話条約

によつて日本が独立国家に改めてなつたのであります

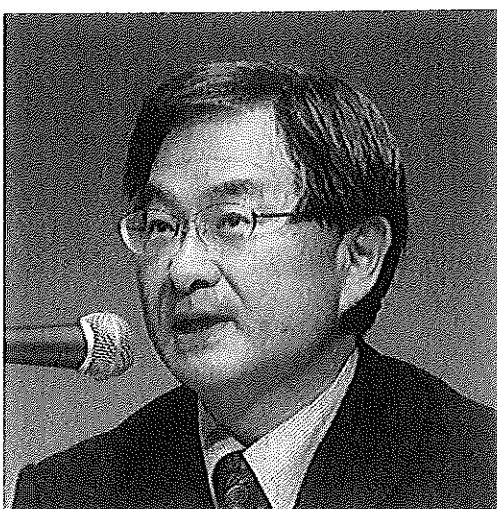
いました。（拍手）

が、実に不愉快なことは、当の日本人自身がこのG

田久保　ありがとうございました。

HQ憲法を後生大事に守つてきたといふことであります。日本憲法は実は世界最古の憲法なのだそうです。何とも皮肉な話であります。しかしも黒く塗り潰された戦前史を受け入れて恬然たる者が戦後の日本人であります。護憲を叫んできた左翼とかリベラル派に責めを負わせて済む話ではないと思うのです。日本の左翼やリベラル派をあれだけの勢力として育て上げてきたのは日本人そのものなのです。そういう反省が我々には必要なのではないかと思います。誇らしき文化的伝統価値を持つ国家が日本であるということを少なくとも憲法の前文に是非明記してほしいと思います。この大いなる共同体、大いなる国民共同体としての国家、その凝集力をもう一度再生させなければ激しい勢いで膨張している大国と対峙することはもとよりのこと、実は共存することさえ難しいのではないかということ、実は共存することさう難しいのではないかということ、実は共存することさう難しいのではないかということ、実は共存することさう難しいのではないかということ、実は共存することさう難しいのではないか

うものを少なくとも憲法前文に明記せよ、というのがまずは言いたかつたことあります。ありがとうございます。



要約するまでもありませんけれども、日本の国体というものは外国、とりわけ中国とは全く違うということをございましょう。それは民族としての同質性、あるいは自成性と申しますか、この二点を渡辺先生は詳細にお挙げになつて皇室を持つ日本の特殊性をご説明をくださつたというふうに了解しております。

それでは水島先生、お願ひいたします。

水島　お招きいただきまして、ありがとうございます。冒頭、鳥居理事長のご挨拶に大変感銘を受ました。つまりこのフォーラムというものは「日本が目指すべき憲法の姿」というのを考えるのだということで、この憲法についての護憲とか改憲とか、そういう議論ではないということを冒頭に申

し上げられた点で私も納得をいたしまして、きょうお受けをいたしました。

ただ、今まで聴いておりますと、改憲というよりはむしろ廃憲論、あるいは新憲法制定論という印象が大変強いので、恐らくこれは究極のアウェーのシンポジウムかなというふうに自分では思つておるのでが。ご意見は非常に参考になります。

櫻井さんのお話も初めて伺いました。お考えのポイントも直接伺うと大分わかります。きょう、たまたま家を出る前に、櫻井さんが二〇〇〇年にお出しになつた『憲法とは何か』という本をざつと読んでまいりました。昔読んだ時の線がいっぱい引いてあつたのですが、やはり十七条憲法から初める憲法についての考え方といふものについて、きょう、私とほかの先生方との間にやつぱり違いがあるのだなあとということをしみじみ感じたわけであります。

そこで三點お話をしたいと思うのですが、その前に先程、保守的な憲法学者と言われた小林節慶應大学教授と私は、二〇〇五年三月三十日に、フジテレビの「ノンフィックス NONFIX」という番組でご一

緒いたしました。タイトルは『憲法九十六条 国民的憲法合宿』です。これはATP賞を取りました。賞をくださった大臣は麻生太郎総務大臣でした。この番組は、護憲と改憲のそれぞれの意見を聴いた六人の市民が、最初は三対三でずっと平行線で護憲、改憲で争っていたのですけれど、小林先生と私の話を聴いて自分たちだけで考えて、最終的には全員一致の意見を出さないと家に帰さないというフジテレビのルールで、彼らは死に物狂いで一致点を探し求めました。そして最終日に到達した結論は、政治家が出してくる憲法改正提案については一回結論を保留しよう。政治家は権力者でありそれを縛るのが憲法なのだから一回待とうではないか。こういう保留という結論を出しまして終わりました。フジテレビのナレーションは「あなたの結論はあなたが決めてください」でした。

憲法について普通の市民六人が一生懸命考えてたどり着いた結論は、小林さんや私の想像をこえた意外なものでした。当初、六人の市民は憲法の本質は何であるかということについて十分知らないで護憲、改憲を議論していたのです。

そこで、第一点目は、憲法とは何かについての共通理解、立憲主義というものについての理解が大切だと 思います。権力を統制し、縛る規範が憲法です。基本的に社会は異なる価値観によつて成り立つて いる。だからどの価値観が突出しても別の価値観の人は不幸になるという人類の多年にわたる不幸の歴史の上に一つの知恵として、どんな価値観を持つて いる人でも共存できるように、国家の組み立て方はそういう価値観の濃い国ではなくて、そういうものとはユートラルにならうというふうにつくつたのが憲法である。普通の社会は異質な価値観がたくさんある。ある価値観をもつ

多数派が暴走しないように憲法で縛つておく。多数決で決まる政権がこつちからあつちに移つても、あつちからこつちに移つても基本的に憲法に縛られれば暴走しないで少数派の権利も守られると、こういう工夫です。その意味で言えば立憲主義というのは実に人類の多年にわたるよくできた知恵。伊藤博文も明治憲法をつくるときに「憲法を創設するの精神は、第一君權を制限し、第二臣民の権利を保護するにあり」とはつきりと言つておりますと、あの明治憲法の前提にも立憲

主義というものがあつたわけです。(「外見的立憲主義」) 明日は、旧東ドイツの「六月十七日事件」六十周年です。一九五三年、ソビエトが介入して労働者・市民の蜂起を弾圧した、その六十周年で、明日、私のH.P.で出しますからご覧いただきたいと思うのですが、私はソビエトによるこの東ドイツ民衆の弾圧政策に反対してずっと一貫して書いてきた者でございます。そういう観点からすればあの東ドイツの憲法も、それから北朝鮮の憲法も、中国の憲法も価値観コテコテの、立憲主義から程遠い憲法であります。こういう憲法にしてはならない。

つまり、勝手に一党が決めた「国体」を、いわば押しつけない。どのような価値観からも免れる。それが憲法だとすれば、私は基本的にこの国においても立憲主義というものは基本的に前提に置かれるべきでしょ う。その観点からすると、『産経新聞』がお出しになつた、「国民の憲法」は、憲法改正案ではなく新しい憲法の草案、つまり新憲法草案だと理解しております。その意味では「国体」というものに対する理解を含め、やはり私たちの言う立憲主義とは違うのかなあ

という点。これが第一点でございます。

第二点目は、やはり先程九十六条の話が出ましたけれども、憲法というものをどこの国の憲法でも改正手続は重くしてあります。先程アメリカの例や個々の例を出されて矛盾を指摘されましたが、そこには過度の単純化があることは否めません。世界の憲法はどの国の憲法も改正手続は重くしてある。何故かといえば、先程申し上げたように過半数というのは一票でも多く取つたほうが権力を取るわけです。法律はそういうものでです。法律は私たちが縛られるものです。ですから次の政権がそれを縛らなくていいよというふうに義務を解除することも可能です。でも、憲法というのはそういう簡単に変えてはいけない重いものです。何故ならばどの国の憲法も必ず革命とか戦争が終わつたあとにつけられます。それぞれ非常に異様な雰囲気の中でつくられます。

私の専門はドイツ憲法ですけれども、旧西ドイツの憲法、ボン基本法は米英仏三カ国の司令官にアデナウアーはそれぞれ日参して、ここをこういうふうに書くがどうだと言つて、一々ここは連邦制が弱いと司令官

に口を出されてつくつた憲法です。でもドイツの国民はドイツ基本法のこととを決して押し付け憲法とは言いません。占領下でつくられるということはある意味では憲法が必ず変動期のあとに生まれるからいろんな不自然な面は持つております。日本国憲法も非常に不自然な面をたくさん持つております。言語上も不自然な面もあります。制定手続もそのとおり。ハーグ陸戦法規四十三条规定ですから、明治憲法七十三条の手続を使わざるを得ない。しかしそういうところを以て現行憲法全体を無効だという主張がその制定当時にあつたことは当然でしよう。しかし六十六年を経た現在においても、これは無効であった、あるいは廃憲にすべきだということはその六十年間のこの憲法、決して十分とは言えない憲法を持つて、それを苦労してこの国が戦争にコミットせず、この国がここまでつてきたことの先人たちの努力、それをどう見るのか。そういうところでやはりそういう人たちの努力というものを軽んじはしないかというのが私の考え方でございます。

つまり憲法には、憲法に問題があるのは明らかだけれども、何もかも憲法のせいにしていいのか。子ども

が親を殺したり、あるいはいじめが起ることが憲法のせいなのか。あるいは個人主義というものが悪いのか。

私はむしろ今の政治上の問題と憲法の問題がごちゃごちゃになつて全てが憲法の問題とされているところに議論の筋があるのだと考えておりまして、その意味では政治に対する批判というものと同時に、三點目に言いたいことは、平和の守り方とつくり方ということです。

平和を守る、安全を守るというのは自明のことであります。周辺諸国との関係を私は今、日本は「全周トラブル状態」にあると言っています。つまり、ロシアとも韓国とも中国とも台湾とも、そして北朝鮮とも、そしてアメリカともトラブル状態になつています。最近ではヨーロッパ諸国ともトラブルり始めました。そういう意味で言うと全周トラブル状態の解決はどんな時代でも大変です。しかし、内向きの安全保障ではなくしてむしろ開かれた、どう平和をつくっていくかという観点でつくられたのが私は日本国憲法だと考えています。

九条は、敢えて自分は軍事的オプションを持たない、手段を持たない。こんな普通の国家ならあり得ない想定です。しかしそのあり得ない想定をする中で、先程櫻井さんが指摘され、笑い声が起こり、拍手も起こつた、皆さんには非常に評判の悪いあの前文のくだり、即ち、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」。あのくだりは読み方が違うのでありますて、あれは「諸国民」というのを「國家」と置き換えるから笑ってしまうのです。平和を愛する諸国家なんかいやしません。周辺見れば明らかでしょう。そのとおりであります。私もそう思います。しかし、あそこの「諸国民」というのは英文では peoples でありますて、どこの国だつて独裁政権だつて平和を愛する人々はいるであろう。

例えば、今、イランで大統領選挙があつてアフマディー・ネジャードの後継は当選できなかつた。さすがのイランの人民も野党も、それからメディアも含めてアメリカと手を結ぼうということを考えだした。それが今回の選挙結果だとすれば、イランを直ちに核で潰せという話が急速に落ちていつて、恐らく交渉になる

でしょう。あるいは北朝鮮は非常に難しいことは私も重々存じています。あそこでは「平和を愛する諸国民」は殺されている可能性が多々ありますから。しかしだからといってそれに、こちらが武装して向き合うことが果たして効果的か。私は憲法を守つていれば平和になるとは到底思つてこなかつたし、憲法の弱点も踏まえた議論をしてきましたけれども、長い目で見たとき、日本の自衛隊が一九五四年に法制局の解釈によつて、必要最小限度の実力は違憲ではないとして今日まできました。最初からハトと警察のマークをつけた非常に奇妙な実力組織ですけれども、決してまだ軍隊にはなつていない。そのことによつて世界各国から軍隊と見られないできた。三月十七日の『朝日新聞』によれば、イラクの武装勢力が自衛隊は占領軍だから撃とうと思つたけれども、彼らは変なことをやつている。水道をやつたり何か学校を直したりしている。そこでイラク武装勢力は自衛隊を撃つなど合意して攻撃しなかつた。そのことをサドル派の幹部が言つております。

これは何かといえば、自衛隊という憲法に違反しな

いように武力行使ができない、武器使用はできるといふ非常に不自然な形で海外に出したけれども、そのことがサドル派をして自衛隊員を射殺せよという命令を出さなかつた。これはかなり偶然的因素も大きいと思いますけれども、もしもここで国防軍という形で軍事力をやり、そういう軍事力を明確にすることがこの国の平和のいわばつくり方という観点からどうなのかという点では、私はこれまでの先生方とは違つた評価を持つております。

最後になりましたけれども、私は憲法というものはそもそも権力統制規範であつて国民が守るものではなく、それを何か家族が守るべき規範のように高めていい。それは道徳や法律やそういういろいろな問題で私たちが守るべきものでやればいいのであつて、憲法はいろんな価値観をニュートラルにして、そこでいろんな議論ができるフォーラムとして維持すべきであつて、あまりにも過度な価値観をそこに注入するような憲法の改正というのは望ましくないし、『産経』の「国民の憲法」はそういう意味で言えば国体が連続している。あるいは日本国憲法は悪の根源であると考え

る方々が出してきた、まさにすつきりした新憲法草案として私は評価したいと思うのです。つまりすつきりとした憲法制定草案としては日本は自由な国ですか、國民に憲法尊重擁護義務を課されていません。だからこのような憲法案を出してそれを支持することも十分尊重しなくてはいけないと私は考へています。でも國民に憲法尊重擁護義務を課して、この憲法を尊重しなさいと言つた政権が全ての憲法を過半数で完成させて、最後にこつそりとその改正手続を三分の二に戻したら、もうそれに反対する少數派はその憲法を批判できなくなるというのは何か悪夢のような気もします。ですからそのようなことを考へていらっしゃらないというふうにもちろん思つておりますけれども、過半数に下げるということをとりあえず立ち止まって、とりあえず三分の二の高いハードルでどういうことがこの国の「日本の目指すべき憲法の姿」として望ましいのかをみんなが対等な立場で議論するのが私はいいのではないかということを申し上げて私の話を終わります。ありがとうございました。（拍手）

田久保 いろいろな解釈があるわけあります。憲

法につきましても一枚岩でないところに、やはり日本らしさがあるのだろうと思います。

そこで先生が今おっしゃったことにつきまして、これ一々、一つ、一つを申し上げるわけにいかないのですがけれども、お聴きになつている葛西さん、渡辺先生、いろいろお思いになることがおありになるだろうと思うので、まずお考えになつたことをおっしゃつていただきたいと思います。

葛西 「日本は全周トラブル状態の国だ」とおっしゃつたと思うのです。全部トラブルだと。これは全く間違つていまして、日米同盟によつて、日本とアメリカは極めて良好な関係にあります。それから、日本がTPP交渉に参加するということについてTPP加盟諸国・交渉参加国はこれを歓迎しております、太平洋周辺の海洋国家、あるいは民主主義、自由主義といつた価値観を共有する国家、あるいは地政学的な立地を共有する国家との間に極めて友好で親密な関係があります。その一つの証として、横須賀には米国海軍第七艦隊が、横田には米軍第五空軍が、沖縄には在日米国海兵隊もいますから、全周トラブル国家という定

義から議論を始めるというのは少し事実認識が違うのではないかと思うのが一つです。

もう一つは、尖閣の問題について「憲法前文に書いたある『諸国民の平和』というのは、国家のことを指すのではなくその中にいる良心的な人たちのことを指すのだ」というようなお話がありましたが、そのような考え方で世界の秩序が維持できるのかどうか甚だ疑問です。日本の安全や秩序が維持できるのかどうか、あらゆるいは尖閣における不法な侵略的言辞、行動を抑止できるのかどうかという点で見ると、全く実効性がないように思うのであります。（拍手）その点について何かお話をあれば是非お訊きしたいと思うのですが。

田久保 葛西さんのご発言に関連して申し上げます。水島先生が全周トラブル、周りの国々と全部トラブルがあるとおっしゃいましたけれども、これは日本の責任でトラブルが起こったのだろうか。トラブルがあるのは事実だけれども、北方領土は日本がトラブルを起こしたのだろうか。竹島もそうなのだろうか。

尖閣は、私、一九六九年にちょうど沖縄におりましたがその直前にECAFE（アジア太平洋経済社会委

員会）の船があそこを調査して海底にかなりのエネルギー資源がありそうだという報告書を出したんです。沖縄の新聞の一面トップに「豊かな国になるんだ」という大特集を組んだのです。ですから私よく覚えているんです。それを見ていて中国がそれまで一言も言わなかつたのが、おれの所だと七〇年代に入つて自分の領有権の主張を始めたわけでございます。したがつて周辺諸国にみんなトラブルを起こしてしまつたというのは日本の責任なのか、あるいは日本が被害者で周りからやられているのか。因果関係が逆ではないかななどいう気がいたしましたけれども（拍手）。葛西さんのご発言に付け加えて私も質問させていただきます。

水島 先ほど「全周トラブル」という状態と申し上げたのは、それぞれの問題をそれぞれ質が違いますけれども、周辺諸国に問題を抱えているという意味で私は言つたのであって、日本が一方的に加害だと被害だとかいふた意味ではございません。

それからアメリカとの関係も、沖縄を見れば明らかのようにあれだけの沖縄の人々の基地に対する批判、あるいは首都圏にある横田RAPCONのような日本

の空に対する主権制限のような状態が未だに独立後も続いている。そういう状態を含めて言えばアメリカとの関係で先程から同盟関係だとおっしゃっていますけれども、日本のそういう、いわば主権のかなり重要な部分も侵害されている面があるのではないかという面で、アメリカとの関係もそういう問題を抱えているという意味で使ったわけでありまして、全部が同じ質でトラブルと言った意味ではございません。だから比喩として言えばそういうふうに全体で抱えているぞということを言つたのでありますて、それぞれの解決の仕方というものがそれぞれ違つた形で出てくるというふうに思つています。

ですから尖閣問題について言えば、私も『産経新聞』に登場させていただきましたが、そこで申し上げたとおりあがれが決して問題ないと言つているわけではなくて、その対応の仕方については既に『産経』の紙面上でも語りました（二〇一二年十月二十六日付「金曜討論」）。ヨーロッパの問題で言えば、ヨーロッパはNATOとワルシャワがぶつかっている時代からOSCE「歐州安保協力機構」という、いわば全体を含む

ような地域的集団安全保障の枠組みをつくつて、いっぱいチャンネルをつくつてやつてきましたよね。それがアジアはない。その意味でアジアにそういうのをどうつくつていくかというのが先程の平和のつくり方のところで言いたかったことの背景にはございます。ですから、問題はある。そして問題あると同時にそれを軍事的な対応、あるいは日米同盟の進化という形で軍事的方面を強めてやるのか、それとも私が言うような形でそういうOSCE型をアジアにもつくつていく努力を進めていくか。そういうところの違いにあるのかなというふうに思つております。

葛西 今のお話に追加で質問します。NATOとワルシャワ条約機構の間に、複数の交渉チャンネルがあつたというのはその通りだと思いますし、アメリカとソ連の間に、絶対に暴発をして核戦争にならないよう話し合いのチャンネルがあつたのは事実だと思います。

一方、ソ連が崩壊した後の世界の秩序はまだはつきりしていませんから、米中の間にきちんとした勢力均衡が出来上がつて初めて話の土台が出来上がるという

ことになります。尖閣を巡る問題、宇宙を巡る問題、あるいはサイバーを巡る問題に関して、今、アメリカが非常に危機感を強めている点は、ルールを無視して、いわば「リビジョンニスト」として世界の秩序を自分の都合のいいように変えていこうという動きがあることです。ナチスが膨張しつつある状況の中で、例えばミュンヘンでズデーテンランドの処遇を決めたのと同じような話になってしまいますから、まず勢力均衡をつくっていくことが現実的な国際政治の中では必要です。この観点が、国際情勢を話すそもそもの前提条件だと思います。（拍手）

田久保 私も葛西さんに便乗いたします。

外交というのは絶えず軍の裏付けがあるのだと。これは日本だけが軍と外交を離しちゃっているんです。外務省ができなかつたら今度は防衛庁と言うけれども、皆様、力を持った国は戦争をしなくとも外交は強いんです。日本の外交にチャイナスクールというのがいてだらしがないと。これはみんなが言っていることですけれども、私は二〇%ぐらい同情している。それは日本に軍事力がないからですよ。これは軍事力さえ

あれば幾ら腰抜けの外交官だつてある程度の外交的な役割を果たすことができるだろうと思います。そこで尖閣でございますけれども、尖閣で日本の海上保安庁ができることはごく限られたこと。海上自衛隊にしても防衛出動が、これいきなりできればいいですよ。それ以前の状態というのは海上保安庁のやつている仕事と変わらないことですよ。出ていくてください、と言う以外にないんです。

こういう現状で、今の世界では軍事力があることが相手が勝手に行動することを抑止する。何も世界で一番の軍事力を付けなくともいいが、日本を敵にしたらえらい目になるよというような抑止力さえ付けていいなにもかかわらず、日本の憲法ではこれはゼロではないかと。これでは外務省に少しほ同情せざるを得なくなるんです。これがわからないと国際情勢というのはどうもわからなくなってしまうのではないかなというふうに思いますよ。（拍手）

それから沖縄ですね。沖縄、私も住んでおりましたのでよくわかりますけれども、沖縄に住んでいる人たちの沖縄の気持ちと、東京に住んでいる人たちと、ワ

シントンに住んでいる人たちの気持ちは全然違うのです。それは沖縄の新聞が何を一面トップにするのか、東京の新聞が何を一面トップにするのか。『ニューヨークタイムズ』『ワシントンポスト』が何を一面トップにするのかと考えればよくわかるのです。

アメリカの今の当面の敵と言つてはいけませんけれども、対立している相手はソ連に替わって今中国が出きたのだ。そのためにはオスペブレイがあるのだ。沖縄の人たちには目障りかもしれないけれども、ワシントンの目からすると、沖縄を含めた日本を守るために何という反対をしてくれるんだということなのです。したがつて日米安保条約がある以上は私はオスペブレイも、これは認めるのが当然であろうと。（拍手）これは那覇と東京とワシントンの視点を勝手に那覇だけに固定して、東京の視点、ワシントンの視点を全く考えないと妙な話になる。

それから、日本はアメリカとトラブルがあつても同盟関係なのです。しかも「共通敵」がいて日米は同じ価値観を持つております。かつてのような大きな経済摩擦はない。しかも五十何年という日米安保条約の歴

史があるのだ。厚い交流があるのだ。この日米と日本、あるいは日本と北朝鮮、あるいは日韓と同一に論じてもらつては、これは大変困りますということです。

（拍手）

それからNATO。これはNATOとEUというのがあります。これは一方は集団安全保障、片方は経済同盟でありますけれども、EUは加盟国が国家主権の一部である通貨発行権を譲歩しているんです。共通の通貨をつくつた。変なことではボロボロ崩れないんです。それからNATO。これもEUと同じダブつた加盟国が多いし、EUあるいはNATOにほぼ共通するのがこういうことではございませんか。同じ価値観というか、民主主義国であること、それから何となく仮想敵があること、旧ソ連に代わつて周辺諸国のトラブルを抑えるという目的があること。それから宗教が同じキリスト教であること。

問題はこれがアジアの周辺にあるかどうかと、こういうことなんです。文化、言語、宗教、みんな違うじゃないですか、歴史も。ここで歐州と同じようなシステムをここに導入しようとしてもできないからこそ

今のような困難が続いているんですということです。

(拍手)

水島 NATOを、今、集団的安全保障とおっしゃいましたが、間違いなくNATOは集団的自衛権システムです。NATO条約五条がきっちりとありますから。集団安全保障と集団的自衛権というのは明らかに違うもので、OSCEというヨーロッパの枠組みは冷戦下にNATOもワルシャワもあるときに、ヘルシンキ宣言以降、そういうような枠組みが地域的集団安全保障の機構としてできたわけです。そういうチャンネルの多さというのと、仮想敵を持つて価値観共有という軍事同盟的な集団的自衛権とは異なる。アジアを見たときにそういう枠組みがないかといつたら、非常に緩やかですけれどもASEAN地域フォーラム(ARF)のようなものも萌芽的にある。そういう枠組みをどう拡大していくかということや、あるいは六カ国協議というのも今、デッドロックになっていますけれども、これも複雑な構造を持つていますけれども、少なくともそういういろいろな問題について話し合っていくというようなテーブルをどうつくっていく



かということ。これが非常に大事だと考えますので、その点からすればアジアについてそういう方向をつくっていくということを重視するという立場です。「抑止力」という言葉は、かつて核抑止力論があり、現在も「抑止力」としてオスプレイが言われる。しかしオスプレイを沖縄の人々がどう見ているかといえば、あれは「イクシ力」（沖縄方言で嘘）である。つまりそれは嘘だというふうにいう。つまりそれくらい、いわば冷やかに見られているオスプレイが象徴する米軍の存在というものです。それをまともなアメリカとの対等な関係にどう組みたいですかと、長期的には工夫すべきであつて、基地を置いたこの過剰負担のような仕組みをそのままにして、アメリカとの関係を良好だからそれで行くというのは、僕は違うなと思うのです。田久保先生のお立場はアメリカを前提に考えろという立場があるとは思うのですが、私はそういう立場とは距離をとるという意味で先程申し上げたつもりでございます。

田久保 ありがとうございます。
渡辺さん、いかがですか。

渡辺 何か安全保障論争になつてしまつていまして、きょうのシンポジウムは憲法について考えるはづですので（笑）やつぱり話をそこに戻してほしいですね。

きょう、水島先生は二対一でなかなか大変だらうと思うのですけれども（笑）。先生は「立憲主義」という言葉を使われましたよね。憲法とは国家権力の行使を制約して個としての国民の権利、自由を守るものだというわけですね。こういう基本的なスタンダードが欧米には確かにあります。それは欧米の憲法の基底にある価値です。

もちろんそういう国際的一般的なスタンダードも日本憲法には組み込まなければならぬけれども、日固有の価値を論じなくていいのかということをさつさつ申し上げたわけです。今の水島先生の議論を聞いていてもやっぱりそう強く感じますね。「憲法栄えて國滅ぶ」となつては困る。やつぱり憲法というのは、冒頭申し上げましたように、その国を持つてゐる最高の価値を言語化したものでなければなりませんよ。（拍手）全ての下位にある様々な法律。その法律に基づい

た判例は憲法に抵触してはならない。こんなことあた
りまえですね、法治国家としては。ですから、やはり
私は憲法の相対化という考え方にはまったく賛成でき
ません。先程来議論しているような非常に緊迫した周
辺諸国との関係の中で尚且つ憲法を相対化するような
議論があつていいというのは、やっぱりイデオロギー
にとらわれすぎた考え方ではないかと私は思っている
わけです。(拍手)

田久保 ありがとうございます。

渡辺 そのことを幾つかの事例を以てパラフレート
しようと思つてゐるのですが、時間ありませんか。

田久保 どうぞ。

渡辺 では二つ簡単に挙げておこうと思います。

日本の社会で日本を滅亡しかねないようなテーマと
して安全保障の問題が常に議論されております。もち
ろんそうです。尖閣のことを見ればすぐにわかること
ですけれども、実は我々はもつと深い危機を国内に抱
え持つてゐるという自覚が必要だと思うのです。

現在の日本では、単身世帯数が標準世帯数を上
回っています。単身世帯が、今、標準世帯なんです。

二〇三〇年になりますとほぼ四割が単身世帯になると
推測されます。これは人口再生産のメカニズムを毀損
するほど大きなテーマだと言つていいと思うのです。
何故こんなことになつてしまつたのでしょうかね。これ
は未婚とか離婚とかいう、いわゆる非婚ですね、この
比率が圧倒的に高くなつてきたということです。

何故高くなつてきたかというと、未婚や離婚に対する
人々の価値規範が大きく変化したからです。つまり
結婚・出産・育児というライフスタイルをどう形づく
るかは個人の自由の選択によるべきだ。こういう時代
風潮がつくられてきた。その風潮の一一番原点にあるの
はやっぱり憲法で、先程櫻井さんがおつしやつたところであります。

ご承知とりますけれども、憲法十三条は「全て国民は個人として尊重される」。ここで「個」は絶対的な存在なのです。二十四条になりますと、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する」。夫婦というものが家族という共同体の基礎であるなどという語感はここにはまるでない。個人だけが重要だというコンセプトです。

皆さん、お聴きになつたことがありますけれども、前の政権で、男女共同参画社会基本計画なるものが二〇一〇年十一月に閣議決定されております。これはある種の日本の解体計画なんですね。こういう計画を見ていると、何か日本の伝統文化に対する敵意のようなものがそこに含まれていると感じられます。

(拍手)

例えば、そこではどういうことを謳われているかと
いうと、配偶者控除の縮少・廃止、選択的男女別姓制
度の導入などです。要するに家族が流砂のようにこぼ
れ落ちていくさまを見つめて、これを何とか食い止め
ようというのが真っ当な國のあり方だと思うのですけ
れども、そうではないのです。その逆なんです。現状を
よしとしてそれを更に促そう。あるいはそれに見合う
ような法制を整備していくという考え方ですよ。こ
んなことがもうしばらく続いていけば安全保障どころ
ではない。日本は内部から崩壊していきますよ。(拍手)
その一番の原因がどこにあるか。やっぱり憲法です
よ。日本の価値というものをそこに盛り込んでいかな
ければなりません。そこが変わつていけばそれに関

連する法律や判例も、ずいぶん変わっていくと思う。
六十何年もかけて全部でみんなで寄つてたかつて潰し
てきたものですから、立て直すためにはそれなりに時
間がかかると思いますけれども、今それを始めなかつ
たらどうなりましょうか。

他に言いたいことがありますけれど時間がなくて、田
久保先生をイライラさせてはいけませんので発言をや
めます。(拍手)

田久保 水島先生にいろいろご答弁のお時間を差し
上げたいのですが、私にもちよつとしゃべらせてくだ
さい。(笑)。

憲法は国家を縛る。これはある意味でそうだと思います。ただ、今の憲法はどうも、アメリカの独立宣言、アメリカ憲法、あるいはリンカーンのゲティスバーグアドレスなどをそれぞれをちょっと持つてきました。それは全部白紙にしようと。『産経』の「国民の憲法」要綱はそういうのを一切書いていないので
す。それは日本の国体というのを違うのではないか。
例えば、「独立宣言」を書いたのはトマス・ジェ
ファーソンです。アメリカの生んだ偉人ですけれど

も、あとで大統領にもなりました。彼はイギリスのスチュワート王朝の弾圧を受けた側の被害者の側がつくなつた天賦人権説。メンナークリエイティッド・イークオル。みんな創造主につくられたのだという、この考え方の信奉者なんです。それでアメリカ憲法がつくられたのだ。そのアメリカ憲法の子どもみたいなのが日本国憲法なんだ。だからこれやめようよということなんです。

ではどういう日本の国体なんだというと、アメリカの言葉を利用しますと、これは「国」と言つた場合、nation, state, country といつあります。これ厳密に使われているわけではありませんが、nation というのは二千年の大きな流れで言語、習慣、風俗を共にする人間が一つの国民共同体をずっとつくりてきた悠久の流れなんですよ。天皇は国民統合の象徴と悠久の流れのシンボル、単なる象徴にすぎないのではない。ここに大きな日本だけの特徴があると思つたから『産経』の「憲法」要綱がそう書いているのです。いまの日本国憲法には nation はありません。

皆さん、外国に行つたときに何を自慢されますか。

当面は東北の人たちが三・一大震災でお示しになつた謙讓の美德とか忍耐です。しかし、皆さん、同じ民族が瓦礫の引き取りを今でも拒否しているんですよ。

翻つて然らば日本で大きく胸を張つてみんなが外国人も「そうか」と言うのは、皇室のご存在ではないでしょうか。我々の先人たちは皇室を時々豊臣秀吉みたいに利用したり、後醍醐天皇のときに権力と権威がくつついたりしたけれども、権威はずつと一貫して続いているわけですね。藤原氏、平家、鎌倉幕府、それから織田、豊臣の時代、江戸幕府。それで権力が倒れそうになつたときに我々は皇室を中心に困難を乗り切つてきたのではないか。ほかの国の王制と違う、隣の国の帝王と違うのは、陛下は祭祀を神様に国民のため、あるいは国家のためをお祈りくださるプリーストキングで征服王とは違うのではないか。これは胸張つていいのではないか。(拍手) 立憲君主制ですよとはつきり前文に書いて天皇条項にも書いたのは『産経』の今回の「憲法」要綱なのです。我々の歴史を書いた。そこからいくと、ここから水島さんに対する反論が出てくるんです(笑)。

国家と人民が対立して、人民が政府を縛る、そのためには憲法があると言うのはおかしい。『産経』の「憲法」では国民に国防の義務を課したのです。国民も國家を縛る権利はあるけど、国家も国民に要求して一つの国民共同体を協力してつくつていこうではないかということなんですよ。

ついこの間までできていた政権は、国家をたかりの材料としてきた市民運動をやつてきた人が総理大臣になつちゃつたから、（拍手）だから国が動かなくなつたんですよ。こういうことの反省に基づいて、私はあまりPRしたくないのだけれども実は一生懸命PRしているんです（拍手）。『産経』の「憲法」要綱がいかに優れたものかということをここで強調して水島さんに対する反論にしたいです。（拍手）

渡辺 続いて一つ話していいですか。

今、先生が瓦礫処理の話をされましたので、このことについてできるだけ簡単に言わせていただきたいと思います。

瓦礫の広域処理は地方自治体に巣くつてある反対勢力によつて大変厳しく阻まれているという事情をご存

じでいらっしゃいますよね。これ実に醜悪な日本人のエゴイズムだと言うべきです。個としての自分の生命が脅かされなければ他の同胞のことなど構つていられない。わかりやすく言えばそういう心理が今日日本を横溢しています。さつき櫻井先生から浪江町のお話のところでお話をなされたけれどもね。このままでいいというわけにはどうしてもいかない。「国民の共同体」という表現を使われましたけれども、何とかこれを復元していこうと我々が躊躇を固めなければどうにもならないのではないかと思ひます。

その点でもう一点だけですが、政治家やジャーナリズムはこう言うのです。皆さんも、そううつかりご自身でおつしやつていませんか。「安全」「安心」と言つていますよね。これおかしいですよ。一社会ではどうしても守らなければならぬ安全基準、リスクミニマムはあります。これはなければならないものだと思うのですけれども、「安心」というのはどうなんですか。「安心」というのは紛れもなく、僕はエゴイズムだと思います。これを求め続けていきますと、絶対安心などという人生にとつておよそあり得ないものへの

渴望へと人々を誘つてしまつという問題があります。

「安心」は人々が生得的に、生まれながらにして持つてゐる権利であるかのように主張されて、実は倦むことがないのが今の日本なのではないか。手にすることが不可能な「安心」という観念を追求していけば、結局人間というのは自己閉塞の心理の中に閉じ込められてどうにもならなくなつてしまうのではないかと思ひます。

つまり、個人の自由とか権利とか尊厳を守るといふ観念が、結局のところは自分の生命が保障されればいい、安心できればいいという生命至上主義、というよりむしろ個体至上主義に陥つてしまつてゐる。

そういう意味での最近の日本は随分と擦れからしの社会となつてしまつています。現在の日本、この七年間の間にずいぶん擦れからしの方向へベクトルが強く働いてきた国だと思いますね。その憲法のポイントになるところ、その価値の源泉になる部分。これは何とか早く書き換えてほしい。その意味できょうの櫻井先生のお話は非常に胸に響くものであり、やはり同感だなどつくづく思つた次第です。以上です。(拍手)

葛西 少し話の角度が変わりますが、渡辺さんの

「安全」「安心」に関する考え方私は私の意見と同じです。「安全」というのは客観的な物差しがあつて評価できるものですが、「安心」というのは相手側に評価を委ねるものになります。「安全」「安心」というと無制限のわがままを認める事になるという意味で、おっしゃる通りだと思います。

私が申し上げたいのは、これも水島さんと意見が全く相容れない部分かもしませんが、二十一世紀の社会は一体どうなるのだろうかというイメージなしに色々なことを議論すると非常に危険だ、ということです。

十九世紀というのは、ヨーロッパのいわゆる列強の国が世界を支配する、ヨーロピアンコンサートという時代だつたと思います。絶対王制の時代から変わる転換点は、フランス革命とナポレオン戦争だつたと思います。

二十世紀というのは、米ソの二ブロックによる世界の秩序が保たれた時期で、十九世紀から二十世紀の転換点は第一次大戦が始まつた一九一四年から四五年ま

での三十一年間だと思います。この二十世紀の米ソ体制、制が崩れたのは一九九〇年代の初めですが、二十一世紀の仕組みはまだ分かつてきていないとと思うのです。

二十一世紀というのは、二十世紀の米ソ体制という形とは異なり、核が拡散をした結果として、世界は幾つかの核保有国を中心とするブロックにまとまっています。それらのブロックが勢力均衡を保つことによって世界の秩序が守られることになり、その間に話し合いも行なわれることになるのではないかと思います。世界の国際社会の原単位というのはやはり国民国家だと思うのですが、資本がグローバル化するというような状況の中で地域的統合体のようなものはどうしても必要になってくると思います。EUはその先例の一つですが、TPPはそれに次ぐ太平洋の地域共同体のモデルになると思うのです。これが成功するところによつて、アジアで無制限に野心的な行動をとろうとしている中国との間に勢力均衡ができ、初めて中国との間の合理的な隣人関係、話し合いの余地が出てくるわけです。今のところまだその余地は全くありませんから、やはり我々は日米同盟をいかに強化するか、

そしてTPPをいかに成功させるか、という二つを裏表にして世界の秩序をつくつていかなくてはなりません。

日本という国の定義を間違えてはいけないのです。日本は東アジアの一部だという意見もありますが、これは間違つていまして、日本は太平洋の一部です。二千年の歴史の中で、日本は自国の安全を脅かす脅威というものは朝鮮半島を経由する大陸の勢力からもたらされるという伝統的な思想をずっと続けてきました。それが混乱したのが昭和初期の近衛内閣の頃からでした。現在、日本は太平洋の一部だという認識に戻り、日米同盟を重視する考えになつています。地域組織ができる勢力均衡の土台ができて、その上で日本がどうあるべきかということをよく考えた上で、憲法というものはつくつていけばいいと思います。日本の本来持つっている独自性、文化的なユニタリズムというのは真正面から出すべきだと思います。しかし、同じ自由主義、民主主義、海洋民族的な気風を共有しているアメリカと日本が共同するのは、非常に合理性が高いと思います。その方向を早くつくることが、尖閣諸島

も含めた日本の安全を担保することにつながると思いません。

アメリカは繰り返し「日本はアメリカにとって最も大切な同盟国だ」と言つております。習近平国家主席に対してもオバマ大統領は、「尖閣問題ではアメリカは日本の側に立つ」ということをはつきり言つています。これはアメリカが日本を好きだから、価値を共有するから、ということだけではなくて、アメリカの国益のために日本は必要不可欠な存在だということを示しているのであります。自信を持つべきだと思います。

そして日本にとつても、アメリカは必要不可欠な国であります。例えば、「韓国の大統領がアメリカに行き議会で演説をさせてもらつたのに、安倍総理はCSISでしか話せなかつた」と言う人がいますが、全く悲壮なものを見方です。第七艦隊が横須賀にいるということ一つをとつてみても、アメリカにとつて日本は必要不可欠な家族同様の存在だということをはつきりと示しています。アメリカ本土が守りきれなくなつたときのアメリカは頼りになりませんが、アメリカ本土を守ることができれば、その次には日本を守らなくて

はいけないと思っているのだということを前提にして二十一世紀を睨み、その中で日本がどう行動するかとアメリカとの同盟関係を強め、経済的には手を結ぶべきです。一方で、文化的にはそれぞれ独自のものを持つたEUより緩やかなネットワーク的な組織をアジアにつくらないといけないのでないか、と思っています。

田久保 ありがとうございました。（拍手）

水島先生、お待たせしました。どうぞ。

水島 先程「答弁」という言葉がありましたけれど、私は全てを答弁する立場にはございませんし、民主党の政策に対しては、私も批判を持っているところがいっぱいありますので、その点答弁の立場ではないということを言つた上で、今、お三方がおっしゃつたことの中のいくつかについてお話ししたいと思います。

一つは十三条の問題で、個人が突出している、したがつてエゴイズムの現象がいろんなところにあらわれている、という事例が挙がりました。それぞれの事例

については私も意見を持つていますし、それが問題であるということも恐らく共通の問題意識の部分もあると思うのですが、それを憲法の問題という形で、先程申し上げたような憲法への過剰負荷、憲法のせいだという形でもつっていくところで私は違和感があるのであります。

憲法が十三条で「個人の尊重」としているものを自民党案は「人」に変えました。「人」にえた瞬間そこには個人主義＝エゴイズム。これを廃するという発想があろうかと思います。しかし人類普遍の原理といふ形で、もちろんヨーロッパ的なキリスト教文化から始まつたいわゆる近代立憲主義の歴史というのは、いまや中国でさえ当初は、これは中国的価値観に反するといつて人権の問題を拒否していましたけれど、もうやむを得ず経済的理由もあつていろいろタクティクスもあつて人権条約その他にも入ろうとして今入つたりもしています。ですから世界的な一つの普遍的な国際的な立憲主義のような方向が出ていることも間違いない。

問題は、それぞれの国が、物語をどう紡いでいくか

という問題で、もちろんそれぞれの国が違います。

日本はどうだったかというと、一九四五年の八月に戦争が終わったとき、実はその反省の一つが、一九四一年の東條内閣のときに「産めよ育てよ」方式で五人以上の子どもを産みなさいという形で、いわば「天皇の赤子」として兵士の供給源として女性を利⽤して子どもをいっぱい産ませる政策があった。しかしその数年後、四十五年四月に女性参政権が認められて女性が選挙に参加して、婦人代議士も含めてこの憲法を審議した九十帝国議会に女性が参加した。単純にアメリカに押しつけられた憲法ではなくて、そこに女性が参加して、女性の代議士も参加してこの憲法をつくつていった。二十四条は文字通り婚姻の自由を言っていた。「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」の「のみ」というあの表現は旧民法の、戸主の同意を不要とするという意味であつて、決して、エゴイズムを奨励したものではない。つまり婚姻が両性の合意だけで成立するということによつて、そのあと家族を軽んじる規定というふうに言われていますけれども、家族のあり方について、あの当時、かつ戦前の内閣が

やつたように子どもの数まで過剰に介入しない。つまり中国の「ひとりっ子」政策みたいなやり方は決してとらないという決意でこの条文がつくられているわけでありまして、その観点からすれば国家の物語を過剰に憲法に書き込み、様々な価値観をもつ国民に特定の価値観を濃く押し付けるようなことがあってはならない。立憲主義というのはそういうものだと私は理解しております。

その観点からすると、先程から、人権についてのあ

る種のネガティブといいましょうか、いろんな結果に

対する評価がありましたけれども、私は「自虐史観」という言葉がありますけれども、「自虐憲法観」みたいのを感じます。日本国憲法が戦後を腐らせてきたという史観は、憲法と現実とを腑分けをしながら、問題の本当の原因はどこにあるのかということを突き詰めていかないと理性的な議論は成立しないのではないか。

最後に言いたいのは、先程から議論されている国際化と、nation state の問題です。冷戦崩壊後、結局、ヒト・モノ・情報・資本・金融資本がいっぱい国境を

越えていったけれども、人々の生活は豊かになつたか。強大な格差社会が生まれたではないか。今、各国でナショナリズムを強調する傾向が生まれていて、その「国柄」や「国の物語」が出てくる。『産経』の草案はそういう側面を代表しているといえます。同時にグローバル化をもたらした人たちはどういう人かといえば、アメリカの金融資本が文字通り世界にスタンダードを押し付けてきたし、TPPについてもそういう側面で日本の農業を大分困らせる方向になるのではないかと私は思っています。

小泉内閣が始めた構造改革への批判を含めて言えば、小泉内閣が出した新憲法草案よりももつと今度の自民党の草案というのは過度に人権や様々などころに踏み込んでいます。改憲という問題が、今、国民の自由の問題にも大きく影響しているということを考えるならば、そもそも憲法とは何かという原点に遡つて、過度な物語で語るのか、それとも先程申し上げたいろいろな意見があつて、それをどんな意見も多数になれり。なのだよという可能性を残す立憲主義の枠で考えるのか。そこら辺できちつと議論をしていったほうがいい

のではないかということを感じました。

それにインターネット時代、世界中に見られているんですよ。こういう議論をやっているということは、ああ日本はかなり内向きだなあというのも見られると思うのです。ネットはいろいろと問題を起こしますけれども、同時に世界の市民運動や世界のいわば平和を愛する諸人民、peoplesというのは実はネットでかなりつながつていて、それはある意味では平和をつくつていく上で重要な要素の一つになつてていると思います。以上です。（拍手）

田久保 ありがとうございました。

時間がまいつていますけれども、今、憲法から大変問題が拡散いたしました。もう少し絞つたものにしたいと思いましたけれども、私の不手際で拡散いたしましたが、すべては結局は憲法に行き着くと思います。

水島先生のお考え方も、私、大変参考にさせていただけで、きょうのシンポジウムを閉じたいと思います。但し、私は今の憲法では内外ともに重大な問題を抱えてその任に耐えられなくなつたと。この認識は九〇%の方がご賛同くださるのではないかなどいうふ

うに思いました。（拍手）これは決して水島先生のご意見を否定するものではないということを申し上げ

て、きょうのシンポジウムの閉めとしたいと思います。大変、ご協力ありがとうございました。（拍手）

司会 ありがとうございました。（拍手）

〔閉会挨拶〕

司会 それでは閉会に当たりまして、一般財団法人交詢社理事長の鳥居泰彦よりご挨拶をさせていただきます。

鳥居理事長 櫻井さんを初め、きょうのパネリストの先生方、本当にありがとうございました。（拍手）特に田久保さんには大活躍していただきました。

きょう伺いましたして、憲法という問題がこんなに幅広いスペクトラムでいろんな考え方方が広がつてている国になつたのだなと改めて思います。これでは何とかしてまとめないことには国がまとまらない。（拍手）何故ならば日本が直面している国際問題、それから国内の

問題、あまりにも緊急度が高すぎます。これを何とかしていかなければならぬ。改めてそう思いました。



これからもきょうの論者の先生方、益々ご活躍くださいまして私たちをご指導ください

ますようにお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

司会 ご出演者の皆様、本当にありがとうございます。どうぞ大きな拍手でお送りください。（拍手）

それではこれをもちまして、交詢社オープンフォーラム第五回『日本が目指すべき憲法の姿』を閉会いたします。

